

平成27年6月26日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

新川崎景観形成地区の景観計画特定地区への移行及び 景観形成方針・基準の改定（案）について

<添付資料>

- 資料 1 都市景観形成推進施策の概要
- 資料 2 新川崎計画特定地区の指定区域及び景観形成方針等の概要
- 資料 3 新川崎景観形成地区の景観計画特定地区への移行及び景観形成方針・基準の改定（案）に対する意見の募集について
- 資料 4 今後の予定
- 参考資料 1 現況写真
- 参考資料 2 新川崎景観計画特定地区景観形成方針・基準（案）

まちづくり局

法令に基づく施策実施手法

景観法に基づく施策

景観計画に基づく施策

景観計画区域(市全域)における行為の制限

関係法令: 景観法、都市景観条例
 ・市全域に行為の制限として、色彩基準を規定
 ・一定規模以上の建築等を行う場合は届出が必要
 ・基準に適合しない場合には、変更命令や罰則が可能

景観計画特定地区

関係法令: 景観法、都市景観条例
 ・景観計画に定めた制度
 ・建築等を行う場合は届出が必要
 ・基準に適合しない場合には、**変更命令や罰則が可能**
 《指定地区(2015年6月時点)》
 川崎駅西口大宮町地区、新百合丘駅周辺地区、川崎駅周辺地区、武蔵小杉周辺地区、鹿島田駅西部地区



地区計画区域における形態意匠制限

関係法令: 景観法、地区計画形態意匠条例
 ・形態意匠条例に掲げられた地区計画区域において建築等を行う場合は、市の認定が必要
 ・基準に適合しない場合には、変更命令や罰則が可能
 《形態意匠条例適用区域(2015年6月時点)》
 港町地区、黒川実習農場地区、戸手4丁目中央地区、殿町3丁目地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区、新丸子東3丁目南部地区、武蔵中原駅北地区、小杉町2丁目地区、小杉町3丁目東地区、産業道路駅前地区、戸手4丁目北地区※下線は7月予定

都市景観条例に基づく施策

都市景観形成地区

関係法令: 都市景観条例
 ・地区住民等による景観形成協議会と市の協議を経て、景観形成方針・基準を策定
 ・建築等を行う場合は届出が必要
 ・基準に適合しない場合は**勧告**が可能
 《指定地区(2015年6月時点)》
 新川崎地区、大山街道地区、新百合山手地区、ブレーメン通り地区、たちばな通地区、中原街道地区、新百合丘駅周辺地区、川崎大師表参道・仲見世地区
 * 下線の地区は平成28年4月に景観計画特定地区に移行予定



施策の展開方針

魅力ある川崎らしい景観の実現

市全域で共通の色彩基準により、街なみから著しく突出した建築物等の進出を防ぎ、都市景観を保全・誘導する。
 新総合計画の策定に伴い必要となる修正や、経年による所要の整備を行う。

都市拠点の顔づくり

広域拠点等において、景観法の**景観計画特定地区**を定め、都市景観を保全・誘導する。

再開発、区画整理等の事業を行なう地区において、再開発促進区等の事業誘導型の地区計画制度を活用する場合に、併せて**形態意匠の制限**を定めて、都市景観を誘導する。

市民発意の景観形成

【一般型都市景観形成地区】
 市民が発意して、街なみのルールづくりを行なおうとする商店街や住宅地などを都市景観条例の都市景観形成地区に指定し、地区住民等による**景観形成協議会**と協議しながら、地域特性を活かした都市景観を誘導する。

【歴史型都市景観形成地区】
 旧街道の沿道などにおいて、市民の発意に応じて都市景観条例の都市景観形成地区に指定し、地区住民等による**景観形成協議会**と協議しながら、歴史を活かした沿道の都市景観を誘導する。

ガイドライン、支援、助成等

都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度

歴史型都市景観形成地区等において、沿道に面した空地の整備、旧街道の沿道等における歴史的な雰囲気と調和した建築物の修景、既存建造物の撤去等にかかる費用の一部助成などを行う。

都市景観形成協力者表彰

都市景観施策に係る届出対象物件や、都市景観の創出・保全に係る活動を行う市民団体等のうち、市の都市景観施策に協力したものを表彰する制度

色彩デザイン提案

建築物や工作物について、デザイナーから色彩デザインについて提案を行うことで、良好な都市景観を誘導する

初動期のまちづくり支援

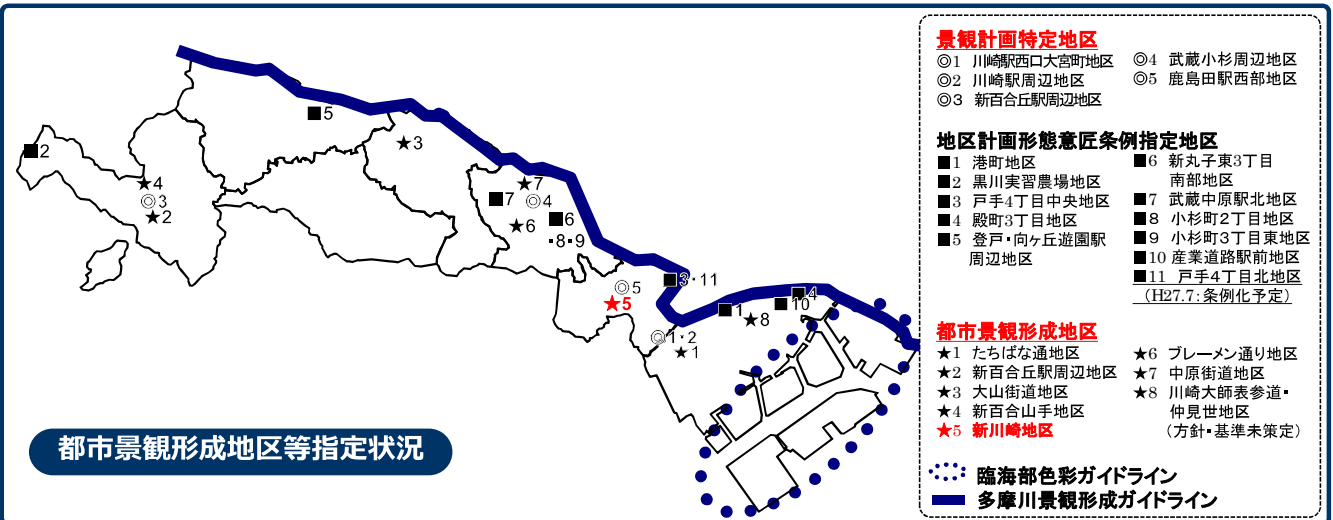
住民発意で、都市景観形成地区等の指定を目指していくなかで、市が地元コンサルタントの派遣等を行うことで、初動期段階の活動を支援する。

ガイドラインによる良好なデザインの誘導

「臨海部色彩ガイドライン」、「多摩川景観形成ガイドライン」、「殿町3丁目まちづくりガイドライン」により、臨海部及び多摩川沿いの街なみを誘導する。

公共施設のデザイン誘導

市内の公共施設のデザインについて共通の考え方をルール化するためガイドラインを策定、庁内の運用体制構築及び講習会の実施



新川崎景観計画特定地区の指定区域及び景観形成方針等の概要

新川崎都市景観形成地区の景観計画特定地区への移行に向けた経緯

- 平成17年 3月 再開発等促進区を定める地区計画を決定
- 平成18年 8月 新川崎都市景観形成地区指定の告示(平成20年3月方針及び基準告示・施行)
- 平成19年12月 川崎市景観計画告示(西口大宮町地区、新百合丘駅周辺地区を特定地区に指定)
- 平成26年 4月 鹿島田駅西部景観計画特定地区の方針及び基準告示・施行
- 平成26年度～ 景観計画特定地区への移行に向けた検討
- 平成26年10月 景観計画特定地区への移行に向け関係権利者個別説明開始
- 平成27年 3月 都市景観審議会中間報告・屋外広告物審議会中間報告



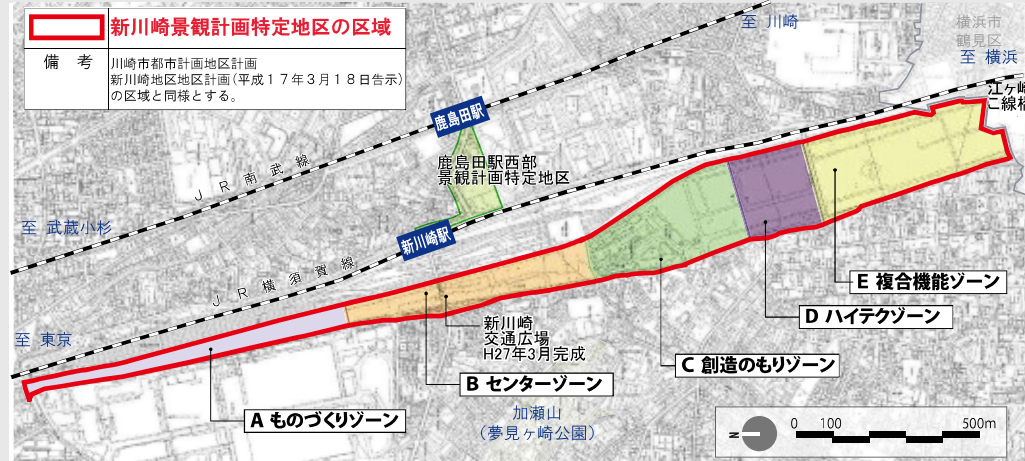
新川崎都市景観形成地区の景観計画特定地区への移行に向けた方向性

本市においては、新川崎駅及び鹿島田駅の周辺地区を、併せて「地域生活拠点」として位置づけ、まちづくりを推進している。

鹿島田駅周辺地区においては、再開発事業の進捗に併せ、平成26年4月に「鹿島田駅西部景観計画特定地区」に指定した。一方、新川崎地区については、川崎市景観計画における景観計画特定地区制度の創設以前から、都市景観条例に基づく都市景観形成地区として、地域特性を活かした都市景観の形成を誘導してきた。その後、平成26年度には、地区内の都市基盤の要である新川崎交通広場が竣工すると共に、未利用地における建築計画がまとまり、街並みが概ね整備されてきたことから、景観法に基づく景観計画特定地区に移行し、都市景観の保全・誘導を確実に担保していくこととする。

なお、基準については、現在すでに定められている景観形成地区の基準を活かすことで地域の特性を守り、特定地区としての共通基準の追加、隣接する鹿島田駅西部地区との整合を図り、適切な運用を行うものとする。

新川崎景観計画特定地区の指定区域



景観形成方針

【景観形成の方針】

- 地域の景観資源である加瀬山を活かした景観づくりを行う。
- 地区に沿った鉄道からの視点に配慮した景観づくりを行う。
- 創造のもりを中心とした、連続感のある緑のネットワークと、まとまりある緑の拠点をつくり、潤いと彩りに溢れた景観づくりを行う。
- 快適で一体感のあるヒューマンスケールによる街路景観づくりを行う。
- 地区周辺住民等も利用できるオープンスペースや、店舗などを含めた生活利便施設を活かした、賑わいと親しみのもてる景観づくりを行う。
- 交通広場を中心とした地区としてのランドマーク性をもつ、まとまりある建物景観づくりを行う。
- 研究開発や先端科学技術によるものづくり施設がもたらす、次世代型都市としての先進性が感じられる景観づくりを行う。

行為の制限の概要 (建築物等の形態意匠の制限)

■施設計画・建築物等のデザイン

各ゾーン共通

- 地区の顔にふさわしい個性ある施設デザインとする。
- 電車の車窓からの景観に配慮する。
- 素材について、汚れにくいものや劣化しにくいもの等、美観の持続性に配慮する。
- 街路沿いには、集会所やエントランスロビー等のコミュニティを醸成する施設を積極的に設ける。
- 建築物や付帯施設及び屋外設備類は、できる限り緑化等により修景し、緑豊かな街路の演出に努める。



ゾーン別

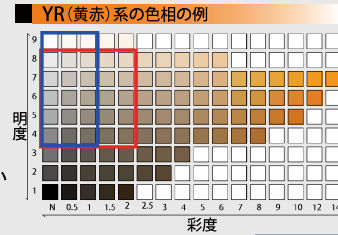
- 【A・Dゾーン】
□ハイテク産業の先進性や優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とする。
- 【B・Eゾーン】
□商業施設等は、賑わいや楽しさを演出するため、外部から内部の活動が見えるガラス等の素材を多用するとともに、明るく軽快さを感じさせるデザインとする。
- 【Cゾーン】
□ものづくり・研究開発の拠点であるとともに、市民文化創造の促進地区として、暖かみを感じられる外観とする。



■外壁の色彩

ゾーン別

- 【A・B・D・Eゾーン】
□新しさや先端性を感じさせる街なみとなるよう、明るいモノトーンを基調とした色彩計画とする。
- 【Cゾーン】
□「もり」と一体化した潤いと暖かみを感じさせる街なみとなるよう、アースカラーを基調とした色彩計画とする。



■敷地・通路・広場デザイン

敷地<共通>

- 広場等は、道路歩道部の設えとの連続性に配慮する。
- 道路境界には柵を設けないなど、開放感のある空間の演出に努める。
- 道路境界部の舗装は、モノトーンを基調とする道路歩道部とのデザインの連続性に配慮する。

道路・交通広場等の公共用地<共通>

- 広場等は、道路歩道部の設えとの連続性に配慮する。
- 道路境界部の舗装は、モノトーンを基調とする。

■照明

敷地<共通>

- 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努める。
- 建物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源を基調とする。(色温度2,000~4,000ケルビン程度)

道路・交通広場等の公共用地<共通>

- 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努める。
- 屋外照明は、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源を基調とする。(色温度2,000~4,000ケルビン程度)

■みどり

敷地<共通>

- 建築物を引き立てるとともに、四季の移ろいを感じるよう多彩な樹種を選択するよう努める。

道路・交通広場等の公共用地<共通>

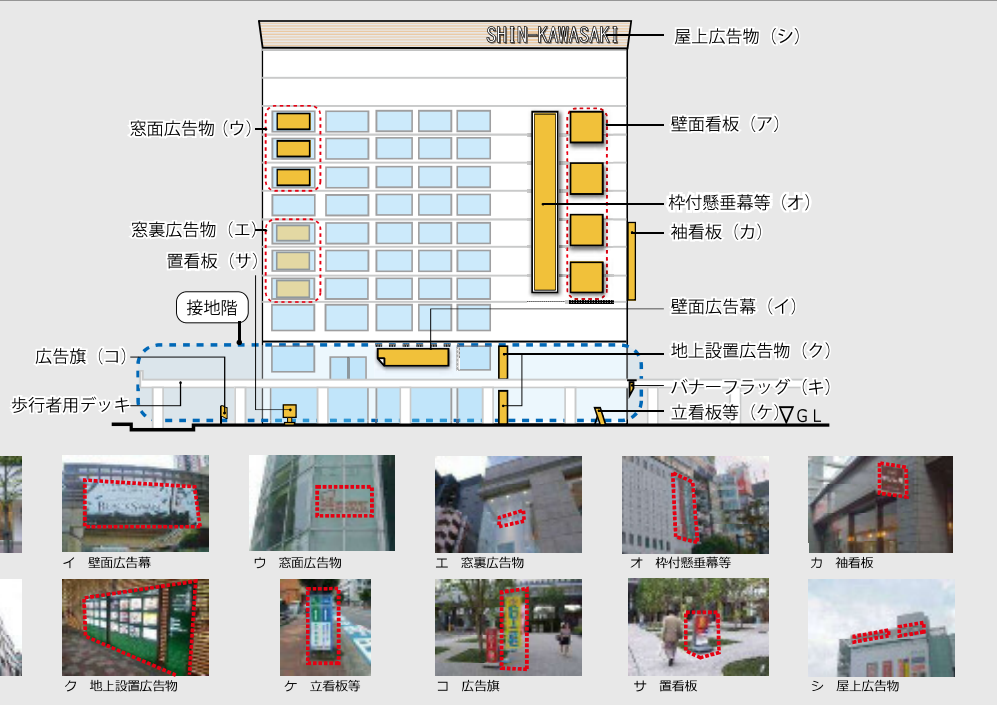
- 四季の移ろいを感じるよう多彩な樹種を選択するよう努める。



新川崎景観計画特定地区の指定区域及び景観形成方針等の概要

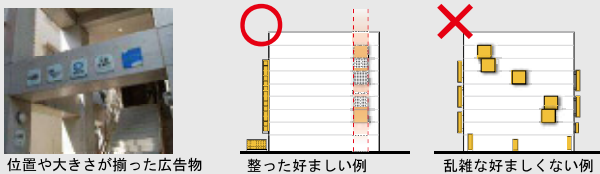
行為の制限の概要（屋外広告物）

■対象（以下に掲げる広告物の定義を定め適用対象とします）



■広告物の配置

* 広告物の乱雑な掲出を抑止する



■広告物の形状

* 切文字の広告物にすることで、建築物と一体的な印象になる



■広告物の照明

* 落ち着いた夜間景観の形成



■広告物の色彩

* 多色づかい、派手な色による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）



■デザイン

* 電車の窓からの景観に配慮した広告物を設置



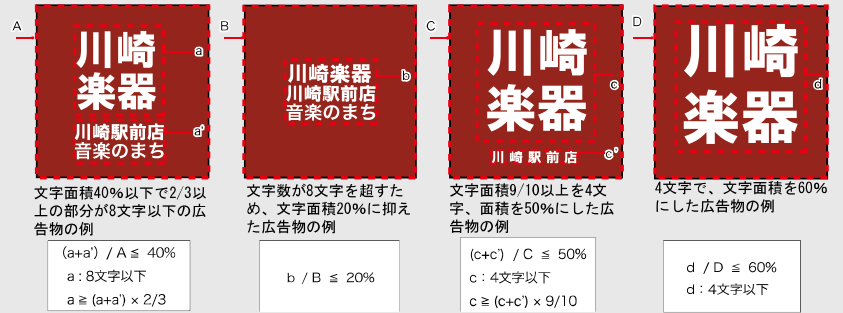
■広告物の表示内容

* 自家広告物に限定



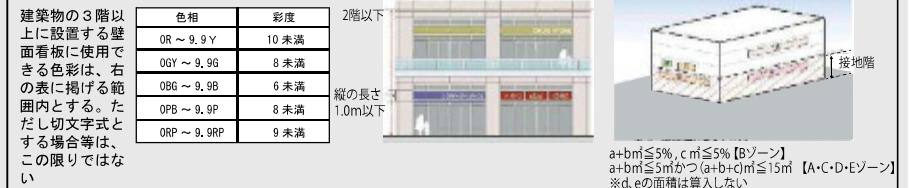
■広告物の文字

* 文字の大きさ、文字数による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）



■壁面看板等

* 色彩、大きさ等を規制



■窓面広告物・窓裏広告物

* 窓裏広告物の設置の禁止
* 窓裏広告物の掲出量、大きさ等を規制



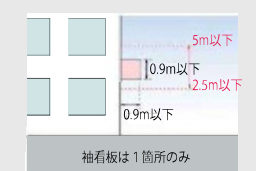
■枠付懸垂幕等

* 枠付懸垂幕等の設置の禁止



■袖看板

* 設置位置、大きさ等を規制



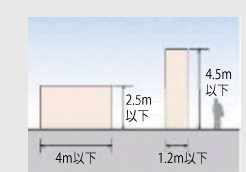
■パナーフラッグ

* 設置位置、大きさ等を規制



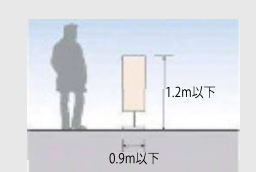
■地上設置広告物

* 設置位置、大きさ等を規制



■立看板、広告旗、置看板

* 設置位置、大きさ等を規制



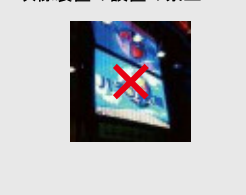
■屋上広告物

* 建物になじまない広告を制限



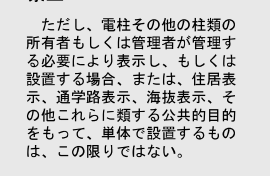
■映像装置

* 映像装置の設置の禁止



■電柱等利用広告物

* 電柱等利用広告物の設置の禁止



新川崎都市景観形成地区の景観計画特定地区への移行及び景観形成方針・基準の改定(案)に対する意見の募集について

■ 目 的

新川崎都市景観形成地区の景観計画特定地区への移行及び景観形成基準の改定をします。それにあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見を募集します。

■意見の募集期間

平成27年7月10日(金)から平成27年8月10日(月)まで ※消印有効

■素案の閲覧場所

- 1 川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課
 - 2 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー
- ※ ホームページでも内容をご覧いただけます。

■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「まちづくり局 計画部景観・まちづくり支援課」に提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町1番地(川崎市役所隣り明治安田生命ビル7階)
- (3) FAX 044-200-0984
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、平成28年1月頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。
- 3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。(個人、団体を問いません)。

■お問い合わせ

川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 電話044-200-3025

今後の予定

平成 27 年 9 月 屋外広告物審議会への諮問・答申

平成 27 年 11 月 都市計画審議会への意見聴取

平成 27 年 12 月 都市景観審議会への諮問・答申

平成 28 年 1 月 新川崎景観計画特定地区の指定に係わる景観計画
(景観形成方針・基準) の告示

平成 28 年 4 月 新川崎景観計画特定地区 景観形成方針・基準の施行

ものづくり施設がもたらす先進性
が感じられる景観づくり



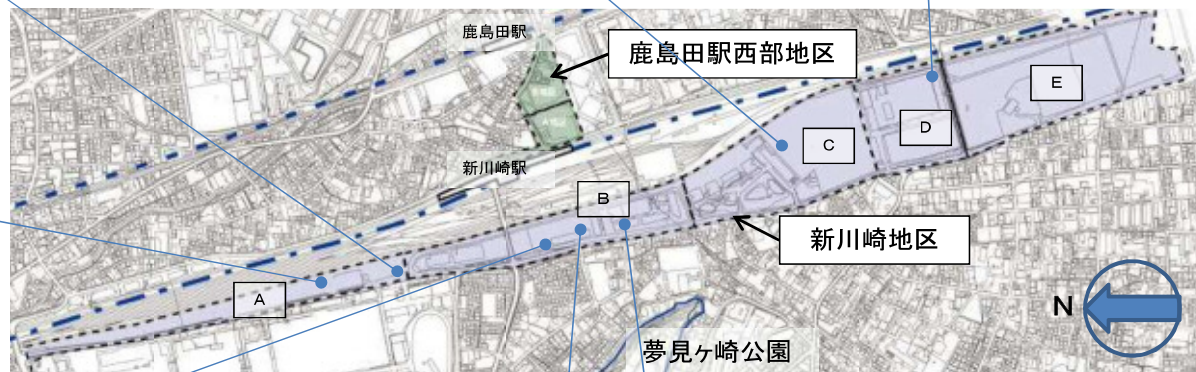
創造のもりを中心とした
潤いのある景観



先進性が感じられる明るい
モトーンを基調とした建築物



鉄道からの視点に
配慮した建築物



モトーンを基調とした交通広場



鉄道からの視点に
配慮した広告物

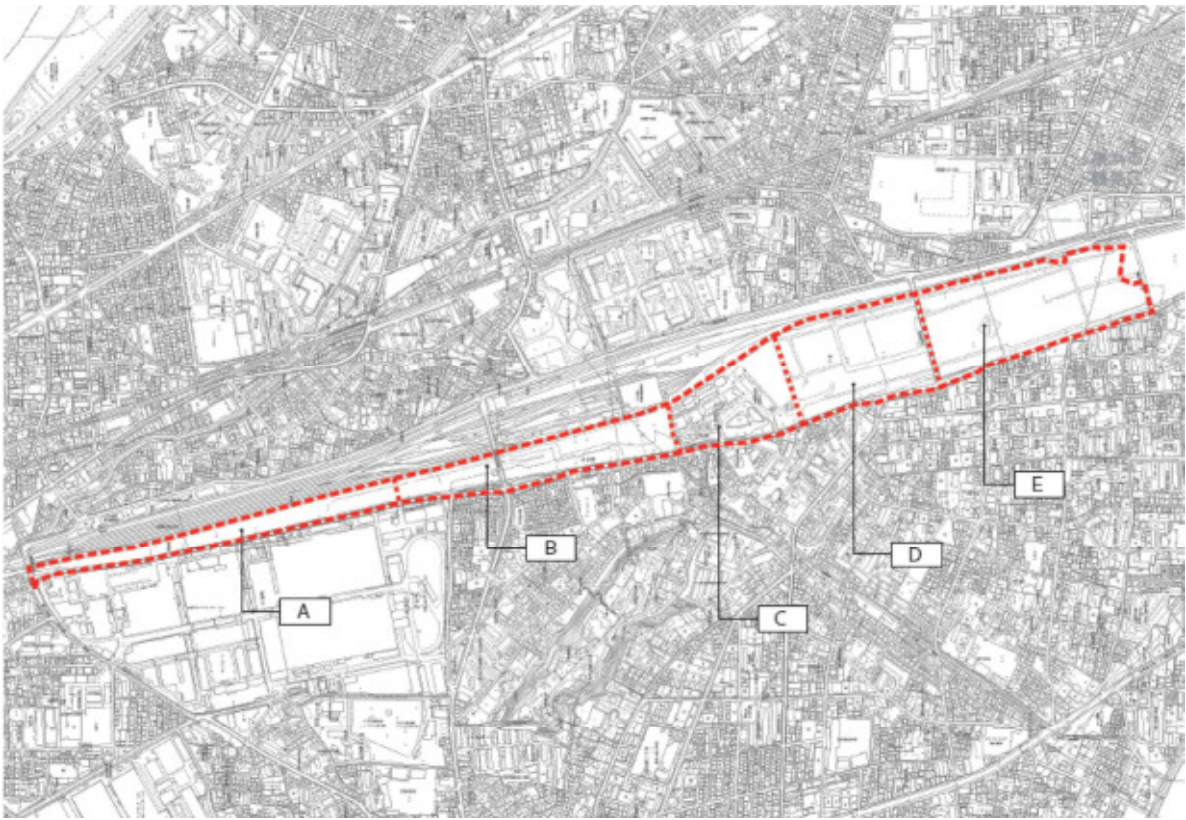


歩道との連続性に配慮した
広場空間



景観計画特定地区景観形成方針・基準（案）

新川崎地区

<p>景観計画特定地区の区域</p>		
<p>景観形成方針</p>	<p>基本目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域特性を活かした景観づくり (2) ゆとりと潤いのある街路景観づくり (3) コミュニティを育む景観づくり (4) まちの顔をつくる景観づくり
<p>方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の景観資源である加瀬山を活かした景観づくりを行う。 (2) 地区に沿った鉄道からの視点に配慮した景観づくりを行う。 (3) 創造のもりを中心とした、連続感のある緑のネットワークと、まとまりある緑の拠点をつくり、潤いと彩りに溢れた景観づくりを行う。 (4) 快適で一体感のあるヒューマンスケールによる街路景観づくりを行う。 (5) 地区周辺住民等も利用できるオープンスペースや、店舗などを含めた生活利便施設を活かした、賑わいと親しみのもてる景観づくりを行う。 (6) 交通広場を中心とした地区としてのランドマーク性をもつ、まとまりある建物景観づくりを行う。 (7) 研究開発や先端科学技術によるものづくり施設がもたらす、次世代型都市としての先進性が感じられる景観づくりを行う。 	

行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	区分	A	B	C	D	E
	施設計画・建築物等のデザイン	<p>(1) 地区の顔にふさわしい個性ある施設デザインとするものとする。</p> <p>(2) 建築物の「裏」を感じさせないようにするものとする。</p> <p>(3) 電車の車窓からの景観に配慮するものとする。</p> <p>(4) 素材については、汚れにくいものや劣化しにくいもの等、美観の持続性に配慮するものとする。</p> <p>(5) 周辺市街地への圧迫感を低減するため、建築物の高さ等に応じて、適宜、壁面を後退させるものとする。</p> <p>(6) 中・高層部は、分節化やスリットを設ける等により、圧迫感の低減や単調なイメージにならないよう努めるものとする。</p> <p>(7) 低層部は単調なイメージにならないよう、外装材等による変化あるデザインとし、ヒューマンスケールを演出するものとする。</p> <p>(8) 街路沿いには、集会所やエントランスロビー等のコミュニティを醸成する施設を積極的に設ける。</p> <p>(9) 建築物や付帯施設及び屋外設備類は、できる限り緑化等により修景し、緑豊かな街路の演出に努めるものとする。</p> <p>(10) 駐車場やゴミ置き場等建築物の付帯施設は、外部から直接見えないよう位置や囲の配置に配慮する。また、できる限り緑化等により修景し、周辺環境との調和に努めるものとする。</p> <p>(11) 屋外階段は、建築物と一体化してデザインするよう努めるものとする。</p>				
		<p>(1) ハイテク産業の先進性や優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とするものとする。</p>	<p>(1) 片廊下等が単調に連続するデザインは避けるものとする。</p> <p>(2) バルコニー等は、建築物と一体化させたデザインとするものとする。また、バルコニー等に現れる物干しやエアコンの室外機等は、周辺から見えにくい工夫をするものとする。</p> <p>(3) 商業施設等は、賑わいや楽しさを演出するため、外部から内部の活動が見えるガラス等の素材を多用するとともに、明るく軽快さを感じさせるデザインとするものとする。</p>	<p>(1) ものづくり・研究開発の拠点であるとともに、市民文化創造の促進地区として、暖かみの感じられる外観とするものとする。</p>	<p>(1) ハイテク産業の先進性や優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とするものとする。</p>	<p>(1) 片廊下等が単調に連続するデザインは避けるものとする。</p> <p>(2) バルコニー等は、建築物と一体化させたデザインとするものとする。また、バルコニー等に現れる物干しやエアコンの室外機等は、周辺から見えにくい工夫をするものとする。</p> <p>(3) 商業施設等は、賑わいや楽しさを演出するため、外部から内部の活動が見えるガラス等の素材を多用するとともに、明るく軽快さを感じさせるデザインとするものとする。</p>

外壁の色彩に関する制限	<p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、以下の基準によらない色彩を使用できるものとする。</p>			
	<p>(1) 新しさや先端性を感じさせる街なみとなるよう、明るいモノトーンを基調とした色彩計画とするものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル値で色相 5 YR から 5 Y の範囲であり、明度 3 以上かつ彩度 1 以下とするものとする。</p> <p>(3) 建築物等の壁面の 20 パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p>	<p>(1) 「もり」と一体化した潤いと暖かみを感じさせる街なみとなるよう、アースカラーを基調とした色彩計画とするものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル値で色相 5 R から 5 Y の範囲であり、明度 3 以上 8 未満かつ彩度 2 以下とするものとする。</p> <p>(3) 建築物等の壁面の 20 パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p>	<p>(1) 新しさや先端性を感じさせる街なみとなるよう、明るいモノトーンを基調とした色彩計画とするものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル値で色相 5 YR から 5 Y の範囲であり、明度 3 以上かつ彩度 1 以下とするものとする。</p> <p>(3) 建築物等の壁面の 20 パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p>	<p>(1) 新しさや先端性を感じさせる街なみとなるよう、明るいモノトーンを基調とした色彩計画とするものとする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル値で色相 5 YR から 5 Y の範囲であり、明度 3 以上かつ彩度 1 以下とするものとする。</p> <p>(3) 建築物等の壁面の 20 パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</p>
敷地	<p>(1) 広場等は、道路歩道部の設えとの連続性に配慮するものとする。</p> <p>(2) 道路境界には柵を設けないなど、開放感のある空間の演出に努めるものとする。</p> <p>(3) 道路境界部の舗装は、モノトーンを基調とする道路歩道部とのデザインの連続性に配慮するものとする。</p>			
	敷地・通路・広場のデザイン	<p>(1) 敷地境界部には、低木と高木をバランス良く配置した立体感のある緑地帯を設けるものとする。</p>	<p>(1) 交通広場に面する部分は、壁面を後退させるなど、市民が利用できる空地を確保するとともに、開放的な空間となるよう整備するものとする。</p>	<p>(1) 地区内の緑の中心地として、積極的な緑化を図り、かつ、多彩な樹種をより自然に近い状態に配置することで、緑豊かな「もり」を形成するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 多様な市民</p>

				活動が展開できるよう、空地を確保するとともに、舗装の設えは、「もり」と一体化するアースカラーを基調とするものとする。	
		照明のデザイン	(1) 屋外照明は、敷地内に暗がりもなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に配置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。 (2) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努めるものとする。 (3) 建物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源（色温度2,000から4,000ケルビン程度）を基調とするものとする。		
		みどりのデザイン	(1) 建築物を引き立てるとともに、四季の移ろいを感じるよう多彩な樹種を選択するよう努めるものとする。 (2) 創造のもりを中心として周辺と繋がる「緑と憩いの軸」と、この軸と市街地とのつながりをもたせる「緑と憩いの拠点」づくりに配慮して、積極的に歩道状空地や街路に面する建築物等を緑化することで、緑あふれる開放的な空間となるよう努めるものとする。		
	道路・交通広場等の公共用地	道路・交通広場等のデザイン	(1) 広場等は、道路歩道部の設えとの連続性に配慮するものとする。 (2) 道路歩道部の舗装は、モノトーンを基調とするものとする。		
		照明のデザイン	(1) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努めるものとする。 (2) 屋外照明は、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源（色温度2,000から4,000ケルビン程度）を基調とするものとする。		
		みどりのデザイン	(1) 四季の移ろいを感じるよう多彩な樹種を選択するよう努めるものとする。 (2) 創造のもりを中心として周辺と繋がる「緑と憩いの軸」と、この軸と市街地とのつながりをもたせる「緑と憩いの拠点」づくりに配慮し、街路樹による連続した緑の軸を形成するよう努めるものとする。		

【適用除外】

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。

- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
- (3) その他市長が認める場合

屋外広告物に関する行為の制限	区分	A	B	C	D	E
	定義	(1) 「設地階」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階をいう。 (2) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。 (3) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (4) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (5) 「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した屋内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。 (6) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するものをいう。 (7) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (8) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。 (9) 「地上設置広告物」とは、接地面の地盤又は床に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (10) 「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。 (11) 「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これらを支える台を含む。）をいう。 (12) 「置看板」とは、接地面に接した床に固定させることなく自立して置かれた工作物等に広告表示されるもののうち、「立看板等及び広告旗」を除いたものをいう。 (13) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に設置された工作物等に広告表示するものをいう。 (14) 「仮設広告物」とは、表示期間が90日を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。				
下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。				
	デザイン	(1) 電車の車窓からの景観に配慮した広告物を設置するものとする。 (2) 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。				
	表示内容	広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。				
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。				
	照明	広告物は、点滅し、又はネオン管、LED等を露出する装置は使用しないものとする。				

		色彩・文字のデザイン	<p>色彩</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>(3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p>
		文字	<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>

壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 壁面広告幕は、設置しないものとする。ただし、仮設広告物は除くものとする。</p> <p>(2) 中高層階に設置する壁面看板については、遠景、中景を意識した色彩とし、建築物の3階以上に設置する壁面看板に使用できる色彩は、次の各号に掲げる範囲内とするものとする。ただし、切文字式とする場合又は写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Yの範囲は彩度10未満</p> <p>イ 色相0GYから9.9Gの範囲は彩度8未満</p> <p>ウ 色相0BGから9.9Bの範囲は彩度6未満</p> <p>エ 色相0PBから9.9Pの範囲は彩度8未満</p> <p>オ 色相0RPから9.9RPの範囲は彩度9未満</p> <p>(3) 建築物の2階以下に表示し、又は設置する壁面は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを1.0メートル以下とするものとする。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 645 555 1480">同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。</td> <td data-bbox="555 645 785 1480">接地階以外に設置する壁面看板の面積合計は、当該広告物を設置する壁面の接地階以外の部分の面積の5%以下とするものとする。</td> <td data-bbox="785 645 1452 1480">同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。</td> </tr> </table>	同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。	接地階以外に設置する壁面看板の面積合計は、当該広告物を設置する壁面の接地階以外の部分の面積の5%以下とするものとする。	同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。
同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。	接地階以外に設置する壁面看板の面積合計は、当該広告物を設置する壁面の接地階以外の部分の面積の5%以下とするものとする。	同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。		
・ 窓面広告物 窓裏広告物	<p>(1) 窓面広告物は、設置しないものとする。</p> <p>(2) 窓裏広告物は、窓裏に直接貼り付けて表示しないものとする。</p> <p>(3) 窓裏広告物の面積（切文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）の合計は、当該窓面積の50パーセント以下とするものとする。</p>			
枠付懸垂幕等	<p>枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。</p>			
袖看板	<p>(1) 袖看板の設置は1箇所とし、上端は地上から5メートル以下、下端は地上から2.5メートル以上とするものとする。</p> <p>(2) 袖看板の規模は、縦および横の長さを0.9メートル以下とするものとする。</p>			

バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
地上設置広告物	(1) 地上設置広告物は、主要な出入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の出入口あたり1箇所）を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。 (2) 地上設置広告物の規模は、縦の長さ4.5メートル以下、横の長さ1.2メートル以下とするものとする。ただし、縦の長さ2.5メートル以下のものは、横の長さ4メートル以下とすることができる。
立看板、広告旗及び置看板	(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。 (2) 立看板等及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、入居募集又は仮設広告物で、規模、色彩、設置位置について周辺の環境に配慮したものは除く。
屋上広告物	屋上広告物は、設置しないものとする。ただし建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、自己の名称、店名又はそれに係わる商標を切り文字で表示する場合は、壁面看板として扱うことができる。
映像装置	電光表示装置等により映像を映し出す広告物は、設置しないものとする。
電柱等利用広告物	電柱その他の柱類を利用する広告物又は掲出物件は設置しないものとする。ただし、電柱その他の柱類の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は住居表示、通学路表示、海拔表示、その他これらに類する公共的目的をもって単体で設置するものは、この限りではない。

【適用除外】

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。

- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- (7) 鉄道線路に直接面する部分に表示し、又は設置する場合
- (8) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- (9) その他市長が認める場合